「M情報デスク」 サポート団体

NO!民主桜組 救う会大阪 米国に原爆投下謝罪を求める会 大阪の公教育を考える会

スパイ防止法の制定を求める会 外国人参政権に反対する会・関西 日教組の違法行為を追及する市民の名 竹島を奪還する会・ 関西

No. 120 【発行·編集】 MASUK I情報デスク

吸府豊中市上新田2-6 TEL 090-3621 090-3621-1509 http://mid.parfe.jp/

ノていいのか中国への土地譲渡



金子吉晴大井町議も応援



のか。 侵略国家、この度の" 都心に誕生することになる。 土地の不法売買を企んだ。

件を運営審議会にかけていなかった。 現行のシナ政府はわが日本民族とは敵対関係、 シナが落札した物件は土地ではなく、 しかも驚くべきことに、 世界の暴力団・シナに領土を売り渡した国家公務員共済組合連 は売国奴の誹りを免れ得ない。 領 土 ,, の拡張を侵略と言わずして何と言えばい 万死に値する所行である。 理事長の尾原榮夫はこの重要な売買案 東日本大震災のどさくさに紛れ 紛れもない我が国領土なの 我々日本国民は、 シナは我が国にとって 目先の金に

〇〇坪が加われば巨大なシナ領土が

現有3, 紛れもない"

300坪に落札した1,

れに隣接する土地を取得することは 外交上シナ大使館はシナの領土、

領土

の拡張である。

など、・・・の暴力団といってもい

月25日の売買契約を完全白紙撤回するよう断固として要求する

売国集団・国家公務員共済組合連合会は解体せよー

中央は槙泰智氏 KKRの前で抗議活動を続ける 「主権回復を目指す会」のメンバー。 (同会HPより)

私有地5667平方メー

億円でシナ大使館に売却しようと

共済組合連合会(KKR)

はこの度、

を60

貴殿が理事長を務める国家公務員

である。

シナは一

党独裁国家であり、

且つ

ているが、

これは許し難き売国行為

理事長 白紙撤回せよ! 罪である 国家公務員共済組合連合会 暴力団 (シナ)

売却破棄要請文

KKRはシナとの売買を

への土地売却は

犯

平成23年5月18日

主権回復を目指す会

尾原 榮夫 殿

「M情報活動報告」 編集指針 ;政治や国際問題、 市民活動に 日常語で政治を届ける

を度々・・・ が国に対

強盗国家である

シナ全土における反日暴動

レリ

時における破壊活動

ア最大の人権蹂躙国家である。

しては尖閣諸島の領

海侵

犯 我

る法律は事実上機能していないため、 相次いだ。外国政府の土地取得を制限す 5677平方メートルを一般競争入札で 総会を開き、中国大使館が都心の一等地 民党参院議員)は17日、国会内で緊急 動する議員連盟」(会長・山谷えり子自 連は法改正も視野に議論を続ける方針。 落札したことについて規制を求める声が 総会で財務省は、国家公務員共済組合 超党派の「日本の領土を守るために行

2011.5.17 サンケイ新聞によると、

中国では北京の日本大使館も土地取得が なっていない」(民主党・松原仁衆院議 党・新藤義孝衆院議員)との意見が続出。 得目的を「大使公邸の建設用地」として 円を提示した中国政府が4月26日に落 員)との批判も噴出した。 認められていない点に関し「相互主義に チェックできないのはおかしい」(自民 を認めた。議員からは「何に使われるか でも日本側が検証する手立てがないこと を含めほぼすべての国は対象外とも規定 札、売買契約の期限は今月25日と説明 の私有地の入札に6社が応じ、約60億 している。中国側は入札前、外務省に取 財務相の承認を必要としているが、中国 連合会(KKR)が公告した港区南麻布 した。外国政府による土地取得は政令で 用途を変更した場合 絶対に許されない。 〇坪にも拡大する・・・ ・・シナへへの土地売却は社会通念上も

仰られた。これは「法人(組合)と中国 かった。「先生!何とかしてよ。」と申し の契約、商取引だから原則文句は言えな い。法改正でも無理。追いつかない。」と 上げたら「民×民だからどうしようもな い」ということだ。 後日、高市早苗衆議院議員にお目にか ||

はKKRが郵政省に貸していた。ところ もう少し詳しく説明すると、この土地 西村

大臣の許可が必要。ところが財務省 は土 きた。そこで売却。KKRの事業は財務 Rは公開入札をし、中国が落札した。 ばハイハイとしか言いようが無い。KK い。土地を売却して年金にする。と言え 査はするが、個々の案件にはタッチしな 地を売るとか売らないとか事業全体の審 が郵政省から「もういらない。」と返って

組合連合会(KKR)落札からして私有 は約3,330坪、今回、国家公務員共済 入居出来るのか。シナ大使館の敷地面積 地は1,720坪だ。何と!1.5倍に 相当する。隣接地を取得すれば5,00 国家権力の中枢に何で民間(KKR)が 会」のHPをのぞいて(抜粋)みよう。 意を勉強するため、「主権回復を目指す さて、建前は上記の通りだ。ことの真

杉戸課長等は、金額からして重要案件に 健一総務課長と山下徹主任。 赴き、落札無効と売買契約の破棄を要求 務員共済組合連合会(以下略KKR)に 子吉晴氏と共に18日、19日と国家公 して交渉を続けている。交渉担当は杉戸 主権回復を目指す会は大井町町議の 金

るんだ!答えてみろ

ある。 西 村 が入居している建物は政府の合同庁舎で 返答、「民間」を口実にこれを拒否した。 しかしながら考えて見よう。このKKR 明らかにした議事録等の開示は出来ない も関わらず、入札から落札に至る経緯を その疑問を杉戸課長へ 合同庁舎にどうして「民間」 が入

•

ら(入居)出来る 政府関係の仕事に関わっているか 居出来るのか

> か区役所に事務所を構えられる訳 いるからといって、 業者が都庁と

理事長 因みにKKRの役員構成は次の通り 専務理事 ・・・・・〈黙して語らず〉 尾原榮夫 日野康臣 (財務省) (財務省)

外務省、人事院などなどがずらりと並ぶ しかも、KKRが事務所を構える合同庁 以下、文科省、会計検査院、総務省、 常務理事 常務理事 丸田和夫 小林誠一 (厚生労働省 (防衛庁)

西村 以上を明らかにしたうえで 権力の中枢そのものなのである。 占めている。歴然とした国家機関であり 4フロアーの内、4フロアーをKKRが 「民間」どころではなく、KKRは国家 KKRは国家公務員で構成され、 りばかりではないか。これがどう 役員も全員が国家に直結した天下

第百十六条

組合及び連合会の業務の

り立っている。民間の所有物と訳 国家公務員の掛け金は税金、シナ KKRの私物じゃない。 が違い、国民の共有財産にあたる が落札した土地は国民の税金で成

ったことである。 件として運営審議会の審議に付されなか 億円にも上る巨額な売買物件が、 この中で明らかになったことは、60 重要案

国家公務員共済組合法

東京都又は区の仕事を請け負って の議を経なければならない。 第十条次に掲げる事項は、 (運営審議会) 運営審議会

の負担 兀 重要な財産の処分及び重大な債務

及されると、苦し紛れに 議事録などあるはずがない。 行為である。審議していないものだから これは組合法に照らして、 この点を追 重大な違法

として(審議を)やった 個別には審議していない 全体とは個別の集合体があって成 ものだ。土地売却(個別)の審議立する概念、個別と全体は一体の が、 全体

•

立たない

をしないで、全体の審議など成り

舎に入居している役所は検察庁、東京地

裁、東京地検、公安調査庁などなど。1

言語道断、絶対に阻止しなければならな 落札が明らかになった。土地の売却など い。今月25日が契約最終期限だ。 (財務大臣の権限) 何から何までデタラメなシナ大使館

して、どうすれば「民間」に化け 施を確保するため必要があると認めると 執行は、財務大臣が監督する。 審理されなかった土地売却は無効だ! ができる。要はKKRは事実上公機関で 務に関し、監督上必要な命令をすること きは、組合又は連合会に対して、その業 財務大臣は、この法律の適正な実

KKRは「合法」を装っている。 こうな ると中国の人治国家がうらやましい。 「そんな、アカンで!」とトップが一言

言ったら済んでしまう。

と現場での徹底した抗議活動。 とのバーターとい噂もある。 代条例」は大阪中国領事館のWTC移転 応今のところ止っている。 大阪の「君が まじい。名古屋と新潟は国有地だから一 急な法整備を訴えなければならない。 ここ最近の中国の土地買い漁りはすさ 厳重な監視 更には

【長原】持戸市教育委員会は、外国人児童生徒の人権に配慮した教育を推し進めるための招針ともいう ベを「在日外国人児童生徒につかわる指導の手引き」を大幅に改訂した。今回の改訂は39年3月の旧版作 成以来(18数年270のこと。市教堂では近年、地入練ける「新進日外国人」の増加や社会総済状況の変化

海产市航级[拍理年8]各1改訂 鐵底要員|| 同陆恢复5

嘘 影 $\overline{\sigma}$ 完 団 新 () 最後は

せよとご指示があった。 過日 そこで早速和田有一朗兵庫県会議員を 国民新聞の記事に関 世 一論の会愛知代表林玲子氏より 鋭意調査

らめを平気で書く民団。 くしろ」と言われてもできるわけがな さて、このように、 今回の10年度版では、公立中学校教員の教給治されをはじめよう。在日外国人教育実践を・当事をな を編集委員に加えたのが目新しい。また、「兵庫在日韓国朝鮮人教育を考える金」など各別体から「排外 助長する」と批判されていい。「独が国」「京城」などの「不適切用語」も是正した。 数材偶を見ると、多文化共生の観点から小学校化学年「生活」に韓国、ベトナム、インドネシアなどの内 のジャンケン遊びを関解入りで紹介している。中学生の付「社会・総合」では、「私たちのなり?神戸』・在日外 国人」的なかで川西市役所割主幹の孫數男さんを取り上げ、一部自治体では外国護者が管理職二畝く进 が開けていることを紹介している。 すぐにバレるでた 「信用しろ」「仲 各市立学校では新しい「松澤の手引き」に関った異体的な取り組みが始まっている。 (2011.2.23 民間祭用)

民团新聞編集責任者 様

平成23年8月8日

の抗議文。

损示物数:6/13

2017-02923

平素より、神戸市教育委員会と在日韓国民団兵庫県本部は互いに信頼し、良好な関

平楽より、押戸市教育委員会とは日季国民団共興駅本面は近いに日報し、民灯が内 係を維持してまいりました。 しかしながら、このたび、平成23年2月23日付け民団新聞の神戸市教委「指導手 引き」改訂にかかる記事(別鑑参照)の中で、『各団体から「排外を助長する」と批 判されていた「我が国」「京城」などの「不適切用語」も是正した」と掲載されまし

この記事が発刊された先月23日以降、日本各地から神戸市教育委員会に対して、 - 「我が国」を「不適切用語」に指定、又は「不適切用語」として是正したのはけし からん、一体例を考えているのか 一とのメール、電話等が多数来ており、神戸市教 育委員会は名誉を汚されると共に、非常に迷惑を聴っています。

「在日外国人児童生徒にかかわる指導の手引き」は、神戸市教育委員会が在日外国人に関する人権無難について学習するときの教師用の指導事例・資料集として平成 10 年に作成したものです。 この度、「新様日」といわれる外国人の増加その他社会状況の変化を踏まえ、国際

都市を稼物する神戸市及び神戸市教育委員会として、多文化先生の視点に立ち内容を 全面的に改訂しました。 改訂にあたり、神戸市教育委員会は日本のことを「我が国」と呼んではならないど 決定した事実はございません。また「手引き」にもそういう記述はありません。

大勢の腕者の方が銃解をされたのは、本指導の手引きの内容を神戸市教育委員会へ さちんと確認もしないまま、上記記事を掲載されたことに原因があると言わざるを得 ません。よって、ここに貴団体に対して強く抗議すると共に、下記の2点を変望しま

- 民団新聞のホームページに掲載されている当該手引きに関する記事の中から、 上記文章を直ちに削除すること。 神戸市教育委員会が「不適切用語」だと判断したような誤解を読者に与えたこ とについて、訂正文主たは神戸市の考え方を民団新聞及びホームページに掲載 すること。

神戸市教育委員会事務局指導部人権教育課 (〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1) ・ 課長 北村俊樹 18078-322-5906

別されている。」と言うなら、その原因 言われても仕方がないのではないか。 はすべて身から出たさび。 る国だ!」となってしまう。 ||||Ш 「竹島を騙し取ろうとして ii II Ш ||ペテン集団と ||||Ш ||Ш Ш

が国」 国民新聞 は不適切用語 3月号

HPの写真。左下は神戸市 いう言葉を不適切用語に指定した。けに配布するマニュアルに「我が国 ※小さくて醜いのですが、 の言動を拘束する規則書を執筆した。 ないにも拘らず、 記された「外国人」で公権力を行使でき 委はマニュアルの編集委員に民団メンバ を任命。 布するマニュアルに「我が国」と 市 教育委員会は市立学校の教員向 「在日」 神戸市教委編集委に在 今 回**、** は日韓地位協定に明 日本人教員全体 教委から民団 左上は民団 同教 \mathcal{O}

ものだ。 は天下の

議したようだ。 神戸市教委は民団兵

庫に

対

厳

重

民新聞ではなく、

民団新聞。

嘘八百の

民

新聞(のHP)

を目にした読者が「これ

大事」

と国民新

間に

投稿した

そして驚いたことに、この

「ガセ」は国

集委員」なるものは存在しないとのこと。

によれば

「マニュアル」なるもの、

実を紹介。

結果は全くのガセ!!

教委

我 \Diamond

神戸市会議員より、神戸

市教委に

彼らが「差 61 総理発言は \Box

出発であった。 成長を指針としたのが て官 根幹である。 基幹の1 被爆国日本が、当時の その国にとって大切な大動脈であり国の 電力の 資源争奪の世界にあり、 民 つとする科学 『質と量』 を確保することは、 東西対立の冷戦 『敗戦国日本』

日本」 界にあって、豊かな生活を享受できる日 本社会の建設は基本であった。 い日本が、 の無い奇跡の復興を を政府・ 人口と食料消費が増え続ける世 敗戦による 国民が一体となり世界に 達成し、 『荒廃・ 東京オリ 貧困列島 資源の無

と着実に成長すること ンピック開催、 そして世 大国へ

戦後からの脱出を急速 究と技術開発を積極 科学をはじめ各種の た電力供給を柱とする 安定した電力供給の成果 に進めたことにより、 そこには、 し遂げ、 今日の科学 まず安定し 経済大国と 的 研

見直 原子 ਰ 力 発 『唱道』。 電 \mathcal{O} それとも)総生産 松尾秀雄 『衝動』? (水戸) 量 を かつても自信と責任を持って進かならない。この基本姿勢は、 ŧ

その

誤りない政策の選択と見

識に いる

向ほ

献

する国家として信頼を得

7

本の 戦後復興 、の選択

本丸』

の

確かな運行をさせてきたの

が、

後日本人の英知で な日本人が支えてき

あ

加えて『勤勉』

61

の不動の方向であると確信する。この「日

信と責任を持って進む

 \Box

本国

将来に

体となり戦後復興に原子力を 資源小国日本・世界唯一の 技術振興と経済 国内におい の 嵵

界に誇れる経済 申すまでも無く戦 たことは忘れてはならな

民の多くが耐え忍んで働いている時、 を支える人脈であることは自明である。 を展開したのである。これが民主党政 労働者の権利として『護憲」、 ける勢力があったことも事実であ 公労はじめ文化人・マスコミ人の 民主党政権と政治の見識 等の政治運動に象徴する過激な運 かし、この復興政策に反対を 、『反米』、 る。 る。 唱 部 るえ国続 運動反 権 が 官

う強 るのかと思えない訳でもな 少ない勢力が現在の政治の表舞台に は、 ら短絡的と危惧している。 本人の政治に対する意識が、 その舵を取るのが政治である。 と「平和」 を有している。その背景には常に「 感の上に 事である。 現に反対を唱え、責任ある努力と経験 見識 今日の日本社会の課題は、 復興や安定した生活を目指す い決意の喪失である。 を持たない政権を樹立させて が同居しているからである。 歴史を形成』 政治には、 するという使 常に責任と緊張 そのベー そのことが 『国益』 もし 今日 かした 政 |戦争_ とい この 日 居る · スに 策 61 命 \mathcal{O} 実

多くの国民が心を込めて精一 いる姿を見るに付け、 か し、この度の地震災害に際 頁 『日本人の |4段に続く→| 杯支援を

き挙げたのである。

今日 持

いう名誉ある地位を築

日本が世界の平和維

P

に 貢

霊際流らしを能し

山谷えり子

質問主意書(政府答弁書3月11日) 心 神陵古墳への立ち入り調査に関する

史学の十六の学会が第十五代応神天皇の 許可により日本考古学協会など考古・歴 **ち入り調査を実施した。古代天皇陵への** 陵墓と指定されている応神陵古墳への立 平成二十三年二月二十四日、宮内庁の

立ち入りを禁止しているにもかかわら|ついての言及は、 の安寧と静謐を守るため」として一般の は陵墓に指定された古墳について「御霊 立ち入り調査は過去に例がなく、宮内庁 ともいえる。以下質問する。 、学会側の要望を許可したことは異例 |るのではないか。

の名称と、 政府答弁 今回、 調査の目的を示されたい。 調査が許可された十六の学会

的は「現地における古墳の精察及び調査 | 墓の立入りの取扱方針について」に基づ 所見の確認のため」である。 学会・・・・略・・・また、立入りの目 陵への立入りを行った団体は、大阪歴史|の保持が最も重要であるとされる陵墓の 平成二十三年二月二十四日に応神天皇

とをさすのか政府の見解を示されたい。 これに対し、宮内庁書陵部は「安全の確 たい」と述べたとされるが、この「安全 保が確認できれば墳丘への許可も検討し 会側は墳丘本体への立ち入りについても 二 今回、調査が許可されたのは墳丘本 「粘り強く求めていきたい」としている。

ところとする。 に掲げる分類に応じ、当該各号に定める

|回路まで(巡回路が無い場合は、 |周部から墳丘の最下段上面のテラスの巡 に一番近い巡回路まで) (一) 古代高塚式陵墓 堤防その他の外 墳丘裾

る外構囲障まで」 (二) 前号以外の陵墓 書陵部長が定め

|宮内庁書陵部の墳丘本体への立ち入りに |許可」は対象外であると認識する。 二の |と定められており、いずれも「墳丘への 宮内庁の方針とは異な

政府答弁

|二及び三について

|本義を踏まえて定められた御指摘の「陵 |りにおいて、古代高塚式陵墓については |皇及び皇族を葬る所であり、静安と尊厳 き、業務の遂行や安全等に支障のない限 する陵墓への立入申請があった場合、天 宮内庁においては、学術研究を目的と

た宮内庁書陵部の「陵墓の立入りの取扱 の確保の確認」とは具体的にどの様なこ|宮内庁としては、古代高塚式陵墓につい 体を巡る濠を取り囲む内堤部分だが、学|堤防その他の外周部から墳丘の最下段上 三 平成十八年十一月二七日に発信され |裾に最も近い巡回路。以下同じ。) までの |面のテラスの巡回路(最下段上面のテラ |路以外の墳丘部への立入りは認めていな |範囲で、立入りの区域及び経路を定めて |スに巡回路がない場合にあっては、墳丘 ては、墳丘の最下段上面のテラスの巡回 許可しているところである。したがって、 いところである。なお、今回の立入りに

> 話で、「日本人の助け合う姿」に感動した がまだまだ健在で、 という激励を頂いた。 いた。世界の多くの友人からメールや電 《→3頁末尾より あることに勇気を頂

見識が支える茨城県の選択

展の理念と政策にしたのである。 時に、茨城県は他県に先駆けて「日本原 布石として科学技術の振興策を県政の発 理念とした政策に官民一体で努力をする 子力研究所」をはじめ、科学技術振興の 『日本の復興・発展』と『世界貢献』を さて、国の『科学技術の振興」による

子力を中心とした 研究機関の誘致や 波研究学園都市の建設となった。 この政策が、今日の常陸那珂地区の原 筑

と進歩・発展する中に、常に遅れを採ら 発展のポテンシヤルで、あると確信する。 ず目標を「科学技術の魁』の意識を永劫 展させることは、我々の使命である。刻々 意を表すると同時に、この環境を更に発 者からノーベル賞受賞者を輩出している に持ち続けることが本県の選択であり、 ことは、将来を考えるに際し、先人に敬 今日では、茨城県に関る科学・物理学

□ 耐え難きを耐え忍び難きを忍び

→回路への立入りについても許可しなか ったものである。 ます。これは車も同じで、車を発明した 原発は必要性と危険性の両立だと思い

うたところ、宮内庁は「陵墓は、現に皇 閣委員会で、陵墓の管理体制について問 ます」と答弁している。今もこの管理体 安と尊厳の保持が最も重要と考えており と国民の追慕尊崇の対象であり、その静 室において祭祀が継続して行われ、皇室 兀 平成二十年十一月二十日の参議院内

を許可できる場所は、業務の遂行や安全|に到達する方法が確保できなかったこと

から、墳丘の最下段上面のテラスの巡→

方針について」では、「書陵部長が立入り|当たっては、安全に周濠を渡って墳丘部

等に支障のない限りにおいて、次の各号

らいいが、原発抜きで生きていけるのか 田中長野県元知事の「脱ダム宣言」も原 た。原則論は、生活を江戸時代に戻した 発元気が前提のはずだ。はるか将来、 ときから交通事故が生じる運命にあっ

きるまでは、安全を最優先し、

原発との

たる原発に変わるエネルギー源が確保で

確

玉音放送『耐え難きを耐え 忍び難きを 西村氏は続ける。 てください」と広く訴えるべきだった。 質素、倹約をしていくべきだ。首相は記 仮に原発を復活させるにしても今日明日 忍び』を忘れたか。」と語る。氏とはめっ れは挙国一致で臨む戦争だ。日本人よ! 自身のブログ『日本イズム』の中で、「こ 者会見の時に、国民に「生活様式を変え にはできない。目先、生活を切り下げ、 たに意見が合わないが、とにもかくにも、 共存を考えるしか策はないと思う。 「主権回復を目指す会」西村修平代表は

主主義は時として、とてつもないコスト れが民主主義ではないのか。従って、 えた我々国民が受け入れるのである。そ まさにこれが民主主義における正論では を有権者は負担するのである。」と。 確固とした信念に基づく決断である。そ してその結果は、全て、総理と信認を与 「戦時において、国民が総理に望むのは 民

制について変わりはないか。

るので、静安と尊厳の保持が最も重要で 理に努めてまいりたい。 ているところであり、引き続き適切な管 あるとの考えに立って陵墓の管理を行っ 皇室と国民の追慕尊崇の対象となってい に皇室において祭祀が継続して行われ、 宮内庁においては、陵墓については現

国旗国部問題以終出海一个

報告空花正人

(「ひのきみ訴訟) 監視員)

ったのです。来る6月6日にも最高裁判 決が続きます。 とって念願の、 細い灯明を与えましたが、やがて最高裁 部地方裁判所や高裁で彼らにとってのか 5年)を出して、ようやく実効が現れま べく、都教委は10.23通達(平成1 れ見よがしに職務命令に背く行為は続き 年、国旗国歌法が制定されてもなお、こ 生の自殺事件が後押しとなって平成11 が後を絶ちませんでした。広島の校長先 行事における、一部教員による非違行為 日)は、私、「ひのきみ訴訟」監視員に し、いよいよ本日(平成23年5月30 常識に従ったまともな判決を次々に下 まで達し、ようやく法の番人は、国民の 演じています。そうした法廷闘争も、 仲間内ではまるでヒーローやヒロインを 闘争を展開してきました。 ある者たちは 分されましたが、それを材料にして法廷 ました。そこでこれを厳しく取り締まる した。当然確信(犯)的非違行為者は処 長らく卒業式や入学式など学校の主要 風前の灯の火を吹き消し去 「不起立教員」へのいわ

紹介しましょう。 これまでの最高裁の判例記録メモをご

歌わないの、それでいいなら僕だって座した。「あの先生ったらなんで起立して仕」が優先されるべきことが明示されま公務員は「個人の人権」より「公への奉公務員は「個人の人権」より「公への奉入テップアップしてまいりました。教育ステップアップしてまいりました。教育とアノ伴奏拒否→抗議のブラウス着用ピアノ伴奏拒否→抗議のブラウス着用

論をぶってきました。間に育ってほしい」とまことに大仰な空の背中を見て子どもたちが自立した人っているよ」という声に、件の先生は「私

2007年2月27日 那須弘平(1)ピアノ伴奏拒否最高裁判決

反対意見 藤田宙靖判事は「思想及び良反対意見 藤田宙靖判事は「思想及び良いた職務命令は合憲と判断。池田幹子の上告を棄却し、敗訴が確定した。音楽専科の教諭によるピアノ伴奏ををか返旨にかなうものであり、職務命令は不合理なものではない。

最初の判決となる。
消極的妨害型についても最高裁ではに詳細な検討を加える必要有り。

(2)大泉ブラウス訴訟判決

(3) 国旗掲揚阻止判決

2008年8月6日 甲斐中辰夫

関連する判決ではすでに、東京高裁の 名別としての信用失墜行為で、処分は適 2小四卒業式で、国旗を掲揚した校長に 2小四卒業式で、国旗を掲揚した校長に 2小四卒業式で、国旗を掲揚した校長に たるとして戒告処分を受けた教諭5人ら に対して、「抗議やリボン着用は教育公 たるとして戒告処分を受けた教諭5人ら に対して、「抗議やリボン着用は教育公 に対して、「抗議やリボン着用は教育公 に対しての信用失墜行為で、 国立 2いき行為で、 2080311 国立 2小控訴棄却判決を下しています。 国立 2います。

2011年5月30日 須藤正彦(4)嘱託不採用職務命令合憲判決

必要性、合理性が認められる」と指摘しい要性、合理性が認められる」と指摘しますに戒告処分を受け、定年退職後、再について間接的な制約となる面があまにで、職務命令は思想・良心の自用試験で不合格となった。同小法廷は雇用試験で不合格となった。同小法廷は雇用試験で不合格となった。同小法廷は雇用試験で不合格となった。同小法廷は原告:申谷雄二(元都立高校教員)

令を巡る最高裁判決は初めて。 長の命令を合憲としたが、 起立斉唱命教諭に君が代のピアノ伴奏を命じた校を巡り、最高裁は2007年2月、音楽不学、卒業式での国旗掲揚・国歌斉唱た。4人の裁判官全員一致の判断。

2011年6月6日 (5) 起立命令に再度合憲判断

時事通信の月の日(月)

り、高裁に差し戻すべきだ」と反対意見 判官は「命令がそれぞれの思想をどの程 を間接的に制約するものの、教員として 決と同様に、起立命令は思想良心の自由 を述べた。この日の判決は、30日の判 度侵害しているか再検討する必要があ 5裁判官中4人の多数意見。宮川光治裁 廷の合憲判決に次いで2例目。 令の憲法判断は、5月30日の第2小法 の上告を棄却した。最高裁による起立命 はの日、命令を合憲と判断し、元教諭側 に損害賠償を求めた訴訟の上告審判決 を命じた校長の職務命令は違憲だとし 卒業式などでの君が代斉唱時に起立 最高裁第 1 小法廷(白木勇裁判長) 都立高校の元教諭ら 13 人が東京都

####################

命令に従う立場にあることなどを理由

に合憲と判断した。

役所はどこまで無神経!

前号でどうしても書きたかったが。

増木の道路工事をしている。その神経がわまをのん気にやっている。その神経がわすぐ重機機材と作業員を東北に送れ!」すぐ重機機材と作業員を東北に送れ!」事のときにアホなことをしているな。今事のときにアホなことをしている。今月(3月25日)、私の事務所の前今日(3月25日)、私の事務所の前

を何と心得る! 名古屋グランパ スエイトは国旗 カモノ!

19日(火)韓国:ソウルワールドカップ ウェイFCソウル戦の観戦について 4月 ACL2011第4戦:4月19日(火)ア 先ず、HP(抜粋)を見ていただこう。

スタジアムにて開催される、AFC

せていただくことになりました。 戦の観戦チケットの購入方法および アジアチャンピオンズリーグ2011 での観戦場所など、FCソウルとの話 クランパスサポーターのスタジアム /ループステージ第4戦:FCソウル 合いの結果、下記のように対応さ 詳細;http://mid.parfe.jp/gyouji/H23/6-5-nagoyagurannpasu/top.**/**jtm

スタジアム ソウルワールドカップ・

名称

0

観戦チケット 観戦チケットについては

0

0 手荷物検査の実施 午後の時を予定・ 0

開場時間

各入場ゲートにて・ 持込み禁止物

0

発すると判断される内容の ラブサポーターを刺激・ 政治的な内容や、 横断幕・旗等 木 シク 挑

2 骸骨やドクロマークが描か 日章旗、 旭日旗、 日の丸等

(4)(3)

ビン・缶 ライター、 れた旗、 横断幕等 爆竹等の発火物

る。 クの描かれた旗と同等に列挙し、サッカ 何と、我が国の国旗を骸骨やドクロマー ーの国際試合に持込むなと言うのであ しっかり見ていただきたい。 (5) 刃物や銃器等の危険物 前記③。

等となっておりました。

そこで、お聞きしたい貴社は我が国の

骨やドクロマークが描かれた旗、横断幕

して[二]日章旗、

旭日旗、

日の丸等、

骸

ル戦の観戦のお知らせに、持込禁止物と

、グループステージ第四戦・FCソウ

ਰ੍ਹ

FCアジアチャンピオンズリーグ二〇一 ルドカップスタジアムにて開催されたA

氏は行動した。ポイントは『徹底的!』 あろう。早速「日本行動会議」細田政一 で、サッカーの試合をする必要がどこに 我が国の国旗を持ち込み禁止にしてま

株式会社名古屋グランパスエイト 代表者 池淵浩介殿

二公開質問状

る無礼を御許し願いたい。 先ずは、突然、 公開質問状を送り付け

堪へ、果敢、犠牲、規律、風雅、高尚な 死を以てするも之にもとらぬ信念を養 すと共に、国士たらんとする者の誓いは て次代を担う青少年の教育、 る日本民族の精神を涵養し、従容挺身以 日本固有の美風を擁護し、皇室を中心と 歴史の中で培われた、伝統と文化を誇る 神的混乱を正し、二千六百有余年の永い 血盟し、先の大戦後起こりたる民族の精 た民族の自立を理念として困苦赤貧に 当会議は至誠一貫民族の信義をもって 練成に尽く

に対し、 よってお亡くなりになられた国民の方々 我が国未曾有の東日本大震災に 衷心より哀悼の意を表するとと

公認団体の思想集団であります。

え、自由、平和、公平の恒久的世界平和 い、日本はもとより、世界の同志と相携

の確立を期することを目的とした総務省

以上 信用の切手を同封しておりますので、 の所見を求める。 な物として認識しておられるのか、貴社 国旗を骸骨やドクロマークと同等の下品 所見は二週間以内にメール又は、

皇紀二千六百七十一年 ます。 面にて郵送して頂きますよう御願い致し 平成二十三年

書 返

皐月 (以降、 六日 形式的な部分、 日本民族行動会議 重複部分は略 細田政

□回答

び申し上げます。 拝啓 時下ますますご清祥の段、 お

状につきましては、 さて平成二十三年五月六日付け公開質問 以下のとおり回答い

以外の理由はございませんのでご理解い み禁止物とした理由は、日本から現地へ ただきたく存じます。 応援に行かれる日本人ファン・サポータ ・の安全確保のための措置であり、それ ご指摘の品を試合会場における持ち込

認識している事実はございません。何卒 こ理解賜りますようよろしくお願い申し 弊社が我が国の国旗を下品な物として

上げます

もに、

被災された国民の方々には心から

の御見舞いを申し上げます

先般、四月十九日、

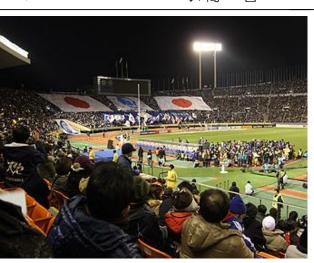
韓国・ソウルワー

略儀ながら要用のみにて失礼いたしま 申し上げますのでご査収下さい。 ました返信用切手を同封のうえ、 五月六日付書簡に同封されており ご返送

□2回目公開質問状

弁であり貴社の行為は、売国的國體破壊 のための措置だとする主張は、 な発想であり、それを日本人の安全確保 象徴である国旗を韓国に持ち込む事が外 思想と断じざるを得ない。 置付け、日本人自体の存在が韓国では罪 交問題に発展させる危険な物であると位 ます。しかし、貴社の回答は、我が国の になるかのような罪悪感を持たす反日的 御回答を賜りました事に御礼申し上げ 先ずは、当会議の公開質問状に対し 正しく詭

も罪にはならず、 韓国にて、我が国の国旗を持ち込んで 亦、日章旗を持ってい /左、イメージ写真/



それを恰も我が国の国旗を韓国に持ち込 韓国に対しても非礼であると共に、 めば安全を確保出来ないような発想は、 るからと言って、 人を否定する発想である。 襲われた事件は無い。 日本

えておられるならば、態々無国籍人間と のを一切持ち合わせておらず、本当に日 で、危険極まりない国で、試合をする必 本人ファン・サポーターの安全確保を考 して日本人のプライドを棄てさせてま もし貴社が、反日的思想背景というも

国家韓国で試合を強行すると言う事は、 称した反日的主権放棄活動と断じざるを 日本人ファン・サポーターの安全確保と 島」を武力にて不法に占有している侵略 国旗を持ち込めば日本人に危害を加える 本は悪であり、だから日本の象徴である 事が許されているといった自虐的な日本 **人罪悪論を持って我が国固有の領土「竹** それを貴社の偏見によって韓国では日

るものであるが、当会議の認識に対して 貴社の所見を求める。 エイトを反日國體破壊活動団体と認識す よって、当会議は、 名古屋グランパス

◇◇現在返事待ち◇◇

後援会名誉会長 愛知県 大村秀章知事より

□回答

るものでございます。 によって日本の国旗として定められてい 日章旗は、国旗及び国歌に関する法律

名古屋グランパスエイトに確かめたとこ ろ、今回のホームページ上への掲載にお このたびの件につきまして、株式会社 日章旗を、 骸骨やドクロマークが

> 挙するなどという意図は全くなかったと 確認をいたしました。 描かれた旗と同等の下品な物として列

寄与してくれるものと期待して、今後も 応援していきたいと考えております。 与え、サッカーを通した地域の活性化に 名古屋グランパスの活躍が県民に夢を

□2回目公開質問状

援会の名誉会長である貴知事は 株式会社名古屋グランパスエイトの後

と回答されておられますが、この回答の 応援していきたいと考えております。」 律によって・・・・・・・・今後も 疑問点について質問致します。 [質問] 「日章旗は、 国旗及び国歌に関する法

認をいたしました。」と回答されておられ ますが、持込禁止物として[二]に日章旗、 て、・・・・・意図は全くなかったと確 「今回のホームページ上への掲載におい

る。

というのであれば、何故、我が国の国旗 描かれた旗と同等に我が国の国旗を持込 が描かれた旗、横断幕等となっておりま ているのか、具体的な根拠を基にした認 断幕等と同等に持込禁止物として記載し が骸骨やドクロマークが描かれた旗、横 禁止物に指定しており、誰が考えても下 す。これを見れば骸骨やドクロマークが 識の説明を求める。 挙するなどという意図は全くなかった。」 ざるを得ない。もし、「下品な物として列 我が国の国旗を同等に扱っていると言わ 品な骸骨やドクロマークが描かれた旗と 旭日旗、日の丸等、骸骨やドクロマーク

おります。」と回答されておられますが 「名古屋グランパスの活躍が・・・・ ・・今後も応援していきたいと考えて

> 反日売国的行為である。 化に寄与するどころか、日本國を否定する する行為は、サッカーを通して地域の活性 まで、韓国においてサッカーの試合を強行

韓国は現在進行形で我が国固有の領土「竹 島」を不法に占領しているのである。 かく言われる筋合いは無い、それどころか て解決済みであり、我が国が韓国からとや 日韓基本条約に於いて、戦後の問題は全

何処が地域の活性化に寄与してくれるも ような国家でサッカーの試合をする事の 権を放棄する暴挙と言わざるを得ない。 する事は、我が国の主権や「竹島」の領有 旗を蔑ろにしてまでサッカー試合を開催 我が国の国旗を持ち込む事が出来ない このような侵略、犯罪国家で我が国の国

◇◇現在返事待ち◇◇

以上

後援会顧問 重県 鈴木英敬知事

□回答

1条に規定された我が国の国旗であり、学 られるなど、日本のシンボルとして広く国 ているほか、スポーツの場面で応援に用い れを尊重する態度を育てるよう配慮され 校においては、国旗の意義を理解させ、そ 民に浸透しているものと認識しています。 日章旗は、国旗及び国歌に関する法律第 国旗について

区(愛知、 発足前年(一九九二年)に、当時、 力 については、日本プロサッカー(Jリーグ) 名古屋グランパスエイト後援会の顧問 ーチームであった名古屋グランパスエ 岐阜、三重)唯一のプロサッ 東海地

二 名古屋グランパスエイト後援会の顧

国旗を危険物として持ち込み禁止にして 今回の名古屋グランパスによる我が国の 承諾し、以後、 県知事がともに後援会顧問となることを ています。 イトを支える意味で、 現在に至っていると聞い 岐阜県知事、

は聞いておりません。 スエイトからの後援会顧問就任への依頼ましたが、今のところ、名古屋グランパ 問就任への依頼があった場合には、 今後、名古屋グランパスエイトから顧 今般、私が新たに三重県知事に就任 諸般

と考えています。 の事情も勘案しながら改めて判断したい

口鈴木知事への勧告文

のと判断出来るのか、具体的な根拠を求め ンパスエイトから鈴木知事に対し、顧問 ます。・・・・・今後、もし、名古屋グラ 木知事の英断に敬意を表する次第であり 対し、勘案しながら判断するといった鈴 國體破壊思想と断じざるを得ない行為に 英断に期待する所存であります。 体の片棒を担ぐ事の無いよう、貴知事の 就任依頼があった場合、 名古屋グランパスエイトによる反日的 國體破壊活動団

名古屋グランパス後援会組織

会長 名誉会長 愛知県知事(大村秀章) 株)デンソー (岡部弘)

理事長 岐阜県知事(古田肇) 中火電力(代)水野明昭久 トヨタ自動車㈱(代)豊田章男

理事

顧問

三重県知事 (鈴木英敬)

中部経済連合会会長 名古屋市長 (川口文夫) (河村たかし)

団体が多数参加。 ムであり、理事・ 中部経済同友会代表幹事(水野耕太郎 名古屋商工会議所会頭(高橋治朗) 名古屋グランパスは愛知県地元のチ 顧問には地元の会社、

付した会社、 以上、今回、 団体。 公開質問状、 抗議文を送

5月27日は海軍 記念日

ージアム」はご存知と思います。 広島県呉市にある「大和ミュ 「戦艦

また、最近、大和ミュージアムの前に「鉄 が良くわかります。 まま展示館にしたもので、潜水艦の内部 役潜水艦「あきしを」を陸揚げし、その のくじら館」なるものができました。退 たいな模型が鎮座している博物館です。 大和」の原寸1/10のプラモデルの親玉み さて、呉市にはこれらのほかに、 ぜひ

援会旅行が行なわれるのですが、その下 斉唱してきました。7月に森脇県議の後 前に、森脇保仁兵庫県議、 が祀られています 「海行かば」大斉唱の予定。 5月20日、同27日の海軍記念日を 増木は慰霊に赴き、「海行かば」を 旅行では参加者120名で 岡崎源太郎呉

隊毎の慰霊碑91基、

13万余柱の御霊

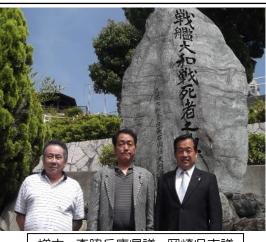
〇〇円程度、長迫公園内に、各艦船、

部

があります。

CR呉駅からタクシーで10

とも訪れていただきたい場所「海軍墓地



増木

森脇兵庫県議、 岡崎呉市議

東郷祭に参加して 高岡昭一 (大阪)

日であります。 5月30日は、 東郷平八郎元帥のご命

5月30日 の東郷平八郎元帥のご命日に、 追慕の祭典が斎行されます。 奉斎されている奉安殿において、慰霊・ 大阪護国神社では、 享年86歳) 毎年、 ഗ (昭和9年 ご遺髪が 月30日

前 忌の東郷祭が大阪護国神社に於いて、 10時から斎行されました。 今年も本日5月30日(月)、77回 午

と暇さえあれば、相碁で囲碁を楽しまれ 之助氏(神戸一中:現・神戸高校出身) 供奉され、巡洋艦「利根」に座上され渡 げた時、 と言う日、 ました。その船中乗組みの司厨長・岡熊 国経由の日本郵船「丹波丸」に乗船され 英されたが、帰路は、東郷大将のみ、米 祖父)の戴冠式に列席された東伏見宮依 皇帝ジョージ5世(エリザベス女王の御 **た東郷大将が、いよいよ、明後日横浜着** 親王殿下に東郷大将と乃木大将が共に 明治44(1911)6月22日、英国 岡氏はその毛髪を保管していま 東郷大将の調髪をしてさし上

たところ、当時を思い出されて苦笑しつ もつて上京し、 に奉斎されているご遺髪であります。 いたのが、現在、大阪護国神社・奉安殿 つも、これを認め、自署による箱書を頂 岡氏は、ご遺髪を収めた桐箱を 東郷大将に箱書を願い出

が混じったご遺髪が収められています。 硝子の器具があり、その中に黒髪に白髪 られており、その中には真空密閉された を使った木箱(祭壇にある木箱)に収め 東郷元帥のご遺髪は、戦艦三笠の床板 東郷元帥のご遺髪は、 岡熊之助氏

5月30日は東郷元帥のご命日 が、神戸一中の校庭に奉安殿を創建時に、 福岡県津屋崎町東郷公園内にある東郷神 分髪されたそうです。

今春東京に転勤されたので、 たらやや寂しく感じました。 属の東郷元帥の曾孫にあたる東郷宏重氏 (防大27期)も参列されていましたが、 昨年までは、海上自衛隊阪神基地隊所 昨年に比べ

遇し、国民一丸となって復興の槌音を響 いられません。 かす大事な今、 しかし、東日本大震災という国難に遭 元帥の再来を願わずには

動資金 京UFJ銀行千里田央支店の244349 普通 増木重整 00980 8 245547 MASUA 情報デス支援等の口座】

ご支援を賜り心から御礼申し上げます。 め今まで以上にがんばります。何卒資金の は活動資金。子供達に誇りある国を残すた のレポートにもありますように、私どもは 日々命がけで戦っています。ところが問題 「国を破壊しようと思っている連中」と 先ずは、平素より私どもの活動に力強い

※ この、 特に「購読料」は設定していません。 っていますが、「活動の報告書」です カンパをよろしくお願いいたします。 M情報機関紙は新聞の形態をと

ご協力を伏してお願い申し上げます。

- 0 の企画運営費です カンパ金の主な使途は下記団体の活動
- 活動の資料等の発送費・道路、 公園

通信費・資料、 使用申請料等・活動のための交通費が ビラ等の制

- M情報が活動の企画運営を行って
- 靖国神社に眠る御霊に感謝する会
- てご協力ください。 前記口座、 または同封の郵便振替に

原稿・同封資料の募集について

########################

望の論文、 ろ毎月月始めに全国約2000(目標5 000) 部発送しております。 弊会『M情報活動報告』は、現在のとこ ん表記事務所までお送りください。 情報等ございましたらどんど 掲載ご希

編 集 後 記

ヶ月は冴えている。ただ残念なのは上等 が、氏は彼の思想に裏打ちされたすばら 氏のことは今さら説明するまでもない に、小魚の小骨を抜くような作業が必要。 **痴」が混じる。そのことを氏に言ったら、** 「俺も人間だ!」・・・・。文章の編集 な松坂牛の霜降りみたいにその中に「愚 い文筆家でもある。とくにここ2~3 主権回復を目指す会」代表西村修平氏 とにかく世話のかかる御仁である。

 \Diamond 0 救う会大阪 る主な団体 スパイ防止法の制定を求める会 日教組の違法行為を追及する市民の会 外国人参政権に反対する会・関西 大阪の公教育を考える会 米国に原爆投下謝罪を求める会 改憲祈念の会 竹島を奪還する会・関西 ・備品購入費 · 20! 民主「桜組

また、弊紙は郵メールで郵送しています。 ご希望がございましたらご相談くださ 重さ制限は50gです。まだ余裕がござ いますので、 資料等の同封が可能です。